

第三十四回国 参議院建設委員会會議録第二十五号

(三三三)

昭和三十五年四月二十六日(火曜日)午前十時四十八分開会

委員の異動

本日委員安田敏雄君辞任につき、その補欠として秋山長造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稲浦 鹿藏君
松野 孝一君
武蔵 常介君
田中 一君

委員

小沢久太郎君
小山邦太郎君
米田 正文君
内村 清次君
武内 五郎君
永岡 光治君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 村上 勇君

政府委員

人事院事務総長 瀧本 忠男君
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設大臣官房参事官 高田 賢造君
建設大臣官房参事官 高田 賢造君

事務局制

常任委員 武井 篤君
会専門員 武井 篤君

本日の會議に付した案件

○建設法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

四月二十六日付安田敏雄君が辞任せられ、秋山長造君が選任せられました。

以上であります。

○委員長(岩沢忠恭君) まず初めに、建設法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 伺いたいのは、現在建設省が行ない、北海道開発庁が行なうところの建設業重機械の運転手の養成並びに試験の問題ですが、現在建設省は、どういふ実施状態であり、かつまた講習を受け、試験を行ない、そしてどのような手続をして、機械の運転ができるのだというようなきめつけをし

ているか、それを一応説明願いたいと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 建設省の建設機械運転士につきましては、建設省建設機械運転士規程という訓令を制定いたしました。これによりまして試験の実施をいたしておりますのでございますが、ごく概要を申し上げますと、この試験は、機械の種類によりまして、第一種から第四種までの運転士に区分して実施いたしております。

その内容は学科試験と実技試験二通りでございます。学科試験は御案内の通り、各種別共通の一般問題とか、あるいは専門問題を筆記によって行なっております。それから実技試験は、今の第一種から第四種までの種別ごとに、実際に当該建設機械を運転させて行なっております。

この試験の結果でございますが、昭和三十三年度におきましては、受験の希望者総数は、全部で五千八百八十人おりました。これは実人員は二千三百三人になっております。同じ人が同じ種類の機械の試験を受けるという、こういうことでございまして、延べが五千八百八十人、そのうち合格者の数は各種別合計二千六百九十人でございます。

約半分以上のものが合格いたしております。それから三十四年度の試験結果によりますと、受験の希望者の総数が延べで二千八百六十三人と、その結果につきましては……

○田中一君 実人員。
○政府委員(鬼丸勝之君) 実人員は千

五百三十三人でございますが、まだ合格の今探点をいたしておりますので、合格者は確定いたしておりません。

こういう状況でございます。この試験の制度につきましては、今度の提案されております建設法の規定によりまして行なうものでなく、建設省が独自で訓令によって施行していく、こういうふうな考えでおります。今後、そういう取扱いで参りたいと思っております。

○田中一君 交付する証書、またはこれを研修並びに研修を行なうために必要な諸経費は、どこから生み出してくるのですか。それからその間は、期間はどのくらいかかって、その間は、むろんこれは勤務と同じような状態にあるのだと思いますが、そういう点は、どうなっているかということ、それからこの管理者側で指名して、この講習を受けさせているのか、あるいは各職員が、自発的に自分が受けたという申し出でやっておるのか、かりに申し出でやっている場合には、それに対して、管理者側で、お前は不適格であるとか何とかということが事前に言われておるのか、それらのことを詳細に、一つ実態を説明してほしいと思っております。

○政府委員(鬼丸勝之君) 建設省で実施いたしております機械技術員のこの試験制度と一体の関係になります。が、その前提とも申すべき養成状況でございますが、これは地建におきまして、各養成をいたしております。各地

建ごとに、それぞれ希望者を募りまして養成するのでございますが、昭和三十三年度の実績について申し上げますと、全地建で二百八十一名、これは実人員でございます。回数が十三回、まあ各地建で多いところは三回、少ないところは一回と、北陸地建だけ、まだ三十三年度はやっておりません。それから三十四年度は、実人員で地建全体で二百九十名の養成を考えております。

養成の講習の回数は十四回という状況でございます。これは、養成を行なうにあたりまして、特に不適格者をセレクトするという実態につきましては、私まだ承知いたしておりませんが、特別にセレクトすると、お前は不適格だといふのはおのけるという話は聞いておらないのであります。

○田中一君 経費は。

○政府委員(鬼丸勝之君) 経費につきましては、ほとんど大した経費は要りませんので、地建のモーター・プール等を中心にして、本局の事務費、庁費等でめんどろを見ているというふう聞いております。

なおそのほかに、建設研修所の沼津支所におきまして、やはり部内職員のオペレーター訓練をいたしております。

○田中一君 経費でこの講習を受けるものは、むろん給料は払うでしょう、給料を払っておるでしょう。
○政府委員(鬼丸勝之君) さようでございませう。

○田中一君 対象となるものは、職員、準職員、補助員、それらのものを含めた希望者ということになっておるのですか、できるならば、それを三十四年度で受けた二百八十一名並びに三十五年度で受けた二百八十一名並びに三十四年度二百九十名に対して、これが職員が何人、準職員が何人、補助員が何人というのを……。

○政府委員(鬼丸勝之君) 三十三年度、三十四年度に養成いたしました職員の内訳につきましては、私も調べまして、後刻お答え申し上げます。

○田中一君 日雇いの職員、いわゆる常勤的非常勤職員は、このものには賃金は払っておるのですか、払っておらないのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 私は、払っておると思いますが、なおその点も、さつそく確かめまして、後刻お答え申し上げます。

○田中一君 人事院に伺いますが、この常勤的非常勤職員が、かかる講習を受ける場合に、希望というところで、募集しておる職員でありますから、これは管理者が、雇用者側の方の意思で受けて受けるというところではないわけですか。従って、この際給与を支払うのは、人事院規則の面からいって、正しい行為であるか。その点は、どうですか。

○政府委員(滝本忠男君) ただいま建設省で行なわれております試験というものが、部内試験でございまして、われわれもその内容を詳しく存じておりません。従いまして、それが本人の一方的意思で受験するものであるか、または命令によって試験を受けますものであるか、その辺は、よくわからないのでございます。

で、やはりその非常勤が勤めておりまして、そして自分の一方的意思でない場合におきましては、これは給料を払うということは当然であると思ひます。

○田中一君 そうしますと、もしかりに、同年度にまたがる受検希望者の中に——一応希望者と、むろんこれは常勤的非常勤職員は含まれているのでしようね。

○政府委員(高田賢造君) 今、先生の御質問で、受検希望者、養成——、ちよつと御趣旨がよくはつきりしませんでした。

○田中一君 先ほど官房長からは、各地建ごとに、希望者をのつて、この中では常勤的非常勤職員は含まれては、調査をして報告するという話でありましたけれども、含まれているという前提に立つて、今質問しているわけなんです。

そこで、かりに今滝本給与局長から話があったように、本人の意思でもってやる場合と、行政部内の、機関部内の問題であるから、本人の意思でやる場合と命令でやる場合とで、おのずから違ふ。かりに命令でやる場合には、当然給与を支払うべきものであるというような答弁があったわけなんです。

そこで希望者は、自分の意思でもって応募して、そして講習を受ける、講習なり研修を受けるということになった場合には、その人間をあらためて官側が命令すれば、これで給与が受けられるというようにすることに解釈できるのですか、それでいいのですか。

○政府委員(高田賢造君) 本人の希望がございまして、これは、あらためて養成訓練を受けるという命令を受けて、それに参加していくということになっているわけでございます。

従つて、お説の通り、現在養成期間中といえども、給与等を支払うということにいたしております。

○田中一君 そうすると、君は適格者であるから、命令する、やはり官側の一つの意思表示があるわけですね。従つて二百八十一名という者、あるいは二百九十名という同年度の希望応募者が、その前提に立つところの官側の意思というものを察知しながら、適格者が申し出をしていられるか、あるいは自由、たとえばデスク・ワークをしていられる人も、自分が受けたらいいって受けようとする場合には、その仕事は、一応賃金を扱っている庶務係の人は、賃金の計算はやめて、これを受ける場合には、それも許可しているのですか。

○政府委員(高田賢造君) 実際問題といたしましては、事務職員があらためて、特にこの機械の運転の養成訓練を希望するという例は、ほとんど私も聞いてございせん。

実際は官側からの命令という形はかりにとりまして、十分各事務所単位に、それぞれ養成について意向を聞きまして、それから裁量の業務の都合等も考えまして、適当な時期と適当な人をきめていたしております。

○田中一君 そうすると、給与係の工事事務所の職員、常勤的非常勤職員も含めて、職員というものが受ける場合に、君は給与関係の方をやっているから、やめたらどうかというように干渉

はしているのですか。

○政府委員(高田賢造君) お示しのようないきなり干渉というようにお話をいたしているとは、私も承知いたしておりません。実際は、現場の事務の状況、それから本人の希望等を総合的に勘案いたしまして、円滑に養成希望者の希望もいれまして、役所の都合も考へて、そして運用いたしているわけでございます。

○田中一君 これは滝本さんに伺いますがね。そういう形の訓練というのか、研修とかいうものは、行政部内、その職場の部内でもって、これは行われることは当然でありますね。しかし一面、自由募集だといひながら、やはり一つの制約があるということですね。

これはむしろ第一の制約は、自分の部内の職員であるということ、これが第一の制約であると思ひます。それから適格者であるということ、その適格者というものが、いろいろ問題があると思ひますね。

私も、こういう質問をしているのはなぜかといひますと、こういう一つの訓練は、よろしゅうございまして、研修はよろしゅうございまして、試験制度によつて、これから高田君が説明しようとする証書、——どういふ証書を出すかという点、そういうものが出すかという点、そういうものが、勤務評定の要素になり、そうして人事院規則によるところの賃金における一つの要素になって、それで格差がつくのではなからうか、こういう心配から質問しているわけなんです。

先に一つ高田君、どういふ証書、——研修を受けた後は、どういふ証書をやるか、それから試験に合格したら、どういふ証書をやるか、その証書の価値

と申しますか、持っているところの値打は、どんなものなのか伺つておきます。

○政府委員(高田賢造君) どういふ形の、——まあ養成訓練が終わりましたときには、修了証書を出しております。それからまた合格者に対しては、合格した旨の通知をいたしております。

それに対する効果でございますが、これは、前々からいろいろの機会に田中先生から御質問ございました通りであります。そのつどお答え申し上げますが、特別にそのために給与を、給与上の恩典というものは現在何もございせん。ただ合格をいたしますと、そういう適格者であることがわかりますので、いろいろな機会に作業上、そういう適切な、それに合うような仕事におのずから配置される、——前途にそういう機会を得る——配置されるというのに、適当でございせんが、そういう機会が、結果的に得られる、そういう仕事に結果としてなると、こういう効果が事実上ございまして、しかしこれは、何も法制度上そういう特別の効果、そのための効果でもございせんし、特に、そういう恩典というのでもないでございまして、いわばそういう適格であるという一つの認証的な効果といたしまして、世間からも自然と資格を持っているというところで、やはり一つの経歴には事実上なると思ひますが、法制度上、特別なものは何もございせん。

○田中一君 給与局長に伺いますがね。いろいろ国家試験によつて、処遇の問題に関連する特別な扱いを受け

る場合があると思ひます。

そこで、人事院規則にある特別な技能なり何なりを持つてゐる場合に、特に手当等が給付し得る事項はございませうか、現行の規則の中で……。

○政府委員(滝本忠男君) 国家公務員の給与が、現在一般職の給与法によりまして実施されております。

で、その給与法によりますると、給与を決定いたします基準は、この職務の複雑、困難、また責任の程度、こういうことになっておりまして、そういうことは俸給表という形で、たとえば行政職一の俸給表でありますとか、まあその他俸給表の種類が分かれておりますし、またその中には等級がございまして、それぞれ給与が決定したという形でござっております。技術検定に合格したということによりまして直ちに給与を処遇するということはないのであります。われわれの方は、あくまで職務の複雑困難及び責任の程度に應じて処遇をいたすのであります。が、ただ医師——お医者であります、——医師とか看護婦というふうに、職務につくためにそういう免許が必須条件になっておるといふような職員につきましては、そういうことが俸給表上考慮してある、こういう形になっております。

手当をつけます場合には、その職員が非常に環境の悪い所で勤務いたすとか、あるいは非常に重労働であるとか、あるいは危険があるとそういうような場合に、いわゆる特殊勤務手当というものはつけ得ることになっております。

○田中一君 給与法の第八條の第六項に、また第八項のただし書きに、こういうことがあるようになってゐるので

すがね、勤務成績報告書に記録されてゐる職員の勤務実績についての評価が、人事院規則十の二、勤務評定第十五条第二項本文の規定により上位の段階に決定されかつ職務に關連して見られる職員に、能力及び適性が優秀である場合と、こういう場合には、特別昇給ができるということになっておりま

すが、今高田参事官が言つてゐることに適性というものが発見されるということになると、適性、それがこの試験に合格したということになると、これはやはりそのくらいの優秀ということが入りますけれども、同じ職場で試験を受けて合格証書をもつた者が一人いた場合は、一人が優秀だということとは言へません。

○政府委員(滝本忠男君) まあ試験を受けて研修をやるように、今のお話を通じまして伺つたのであります。が、ただわれわれの方でいたしましては、試験を受けて研修を受けるということ、あるいは研修を終つたということとを理由にいたしまして、そういうことは直ちに考えられない。やはり試験を受けさせなくても、勤務成績がよい者は当然特別昇給の対象になり得る、このように考えております。

○田中一君 国鉄では、たとえば国家試験に合格した職員に対しては、手当を出してあります、一資格ごとに。これは御承知でしょう。

○政府委員(滝本忠男君) 私、今国鉄のことを直ちに知つておりませんが、郵政関係等におきましては、有技者手当というものがございまして、その人が、たとえば珠算等におきまして、あるいは電信のオペレーター等におきま

して、技術の検査をいたしまして、その結果に基づきまして有技者手当というものを山出しておるといふことは承知しております。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、このように国鉄も郵政等も、これは国家機関の、まあ人格は一般国家公務員と違つておるかと思ひますけれども、これはまあ国家機関に準ずるものなのですから、それで、もう国家公務員であるからといって、三公社五現業と異なつた扱い方をされてゐるということ、これは建設大臣としても、自分の部下を掌握する上において相当考えにやならんと思ふのです。といつて私は、ここでも特別にそういう格差をつけた賃金を払つてよろしいということを考えて言つてゐるわけではございませ

ん。問題は、まあ最近人事院等も、これはもう廃止すべきであるというような議論、行政機関の一部局に立ちやつて政府の思うようにするのだというやうな考え方が政府にあるように聞いておりますけれども、どうも三公社五現業の職員の身分と比較してみても、国家公務員の給与というものは、あらゆる面の手当等も含めたものが、少なくとも不均衡ではないか。低いのではないかと、いうことが考えられると思ふのです。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、このように、珠算は、……あれは国家試験ですか、珠算は、……一級何とか二級何とかというものを、やはり堂々と若い諸君が履歴書に書いて、われわれのところを持ってくるのを見ておりますが、やはりそうして一つの希望を持たすということが、実際に必要なんじゃないかと思ふのです。

○田中一君 建設大臣に北海道開発庁の長官という身分の村上さんにお尋ね

するわけですが、建設省は、各地建ごとに、今こういう答弁があつたやうな試験、検定をやつておる。検定と試験、検定と申しますか、研修、試験をやつておるやうです。北海道はまだ試験は行なつておらないやうです。

それで研修を受けて修了証書を交付すればですね、あらためて試験をしないでもいいという場合もあると思ふのです。いたゞらに何も、それが何ら社会的にですね、評価されないものであるならばです、ただ単に部内の問題です。だから試験なんぞしないでも、それだけの技能を修得すれば、また別に問題ございせんね。それからもし試験、この試験を受けて合格すれば、オペレーターとして、たとえば道路交通取締法の免状を持った者と同じやうな扱い方をされることになっておるかどうか、その点。

○政府委員(高田賢造君) ただいまの試験の結果でございまして、道路交通取締法上のものは、これはまあ厳密に申しまして別のものではないかと、同じ扱いを受けるというわけには参りません。別に、その種の免状を取つております。扱いといたしましては、別になつておるやうな状況でござい

ます。

○田中一君 かりに合格証書を得たやうなもので研修を受けて技能を修得したから、直ちにこれは陸運局が試験をするのですか、道路交通取締り上の免許者という形の試験を受ければ、あえて合格証書を得る必要もないわけですね。その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(高田賢造君) 今の建設省関係の扱いを申し上げますと、現在オペレーターの試験はあらゆる種目につ

いて全部やっておるわけではございませんで、従ひまして、自然合格しない者もある程度やはり機械の運転に従事いたしておる現状でございませう。従ひまして、御説のように、不合格の者におきまして、その今申し上げましたような種類の機械につきましては、やはり依然として機械のオペレーター業務に従事をしていただく実情でございませう。

○田中一君 人事院規則では、看護婦という職務につき場合には看護婦の試験を合格しなければならぬ、医師の場合も同じように、あるいは運転手の場合にもそのような規定になっているでしょう。

○政府委員(滝本忠男君) 検定の場合におきましても、それが当該業務に必要な条件であるという場合には、ただいま御指摘のように、医師、看護婦、運転手等におきましては、もちろんそうですねでございませう。

○田中一君 そうすると建設省で、部内で、ただその能力というか、能力を調べるということが主眼でなければならぬと思うのですよ。そうして車にオペレーターの研究じゃなくて、むしろ他の職種にも及ばなければならぬと思うのです。なぜ車にオペレーターだけ――

今度建設法の改正によって民間にそれをしているという形とともに、部内においても既成事実としてやっておる、部内でもやっておるのだから、これならよろしいではないかという安易な考え方で出た法律案じゃないかという気もするのですよ。やはりこれは建設省並びに北海道開発局等の傘下の職員が非常におびえておるのです。それは勤

務評定の一つの要素になるのではなからうか、それで滝本さん、どうお考えになりますか。こうした合格証書までも交付するということは、その不合格者と比べて、勤務評定をかりに行なった場合には、合格者の方に対して優位を認めるというのが、今日の各管理側の勤務評定の感覚と申しますか、見方の中の一要素として入るのじゃないかというようにわれわれは考えておるのですが、人事院としてはその点はどういう工合に考えておりますか。法文上は総合したもの優秀性というところとでランクされるということになるけれども、部分々々がないということでは、それは部分々々が積み重なって初めてあると考えるのですが、どうでしょう。

○政府委員(滝本忠男君) 研修を受けたということが直ちに勤務評定上優位に立つという……

○田中一君 いや、研修じゃない、合格証書を交付された者、されない者という意味です。

○政府委員(滝本忠男君) 合格証書を授与された者が、研修を受けたとして、その研修内容の合格の証書を受けたわけでありますが、そういうことが実際の業務にどういうふうに関係するか、その業務に反映した結果にどうして、給与上それが良好な成績であるかどうかということとを判断することになるのでありまして、合格証書を受けたということが、直ちに優位に立つというにはならないのであります。

○田中一君 そうしますと、合格証書を受けた者を管理側の方で、この法律にあるような適正な職務につかせない場合には、せっかく受けた者もこれ

は認められないことになります。従つて人事院規則では、必ず職員というものは、この一般行政の職員あるいは任用者というものは、これは当然でありましようけれども、少なくとも進職員と申しますか、常勤の職員あるいは常勤的非常勤職員等が不当に自分の適性を認められないで不適当な職務につくという場合もあり得ると思うのですよ。たとえば中央の相当実力のある大学を出た人間がいまだに日雇いの立場で進職員または常勤的非常勤職員の立場に甘んじている者もたくさんおるのです。こういう人たちに對しては、今あなたの方で言っているように、合格をしたという証書だけの価値判断をするのでなくて、総合的な面から勤務評定されるのだということは同感でございませうけれども、一方面的理事者のえこひいきと申しますか、あるいは間違つた考え方と申しますか、そういうもので適性ある職務につかない場合もあり得るということになりますね。一方において、運転手は運転手の免状を持っていなければいけないのだ、看護婦は看護婦免状がなければいけないのだといながら、看護婦の免状を持っていながら難役に落とされる場合もあり得ることは、実態としてあり得ると認めざるを得ないと思うのですが、実態はどうですか。

○政府委員(滝本忠男君) これは職員の配置の問題でございまして、私は給与をやっておりますので、その辺まで十分お答えできないのでありますが、ただその人がかりに大学を出ておりまして、国家公務員の上級職試験にかかり合格しない、そういう人が何らかの機会に非常勤職員になっておる。そ

の人は大学を卒業して、国家公務員試験には合格できなかったけれども、すれすれであつたというような場合だつて想定できると思うのであります。そのときにその人が非常勤職員として勤務するような状態にかりにあつたといふたしますれば、その非常勤職員としての勤務内容が、その人のやる仕事でございまして、それに対して給与上の処遇を考へる、このようにことに相なるのでありまして、それをどういうところにつけるかというものは、これは任命権者が適当につけるべきものであらうとは存じますけれども、給与上におきましては、幾ら資格があつても、そういう人がかりに一般の事務職員の仕事をしておるという場合には、医師の免状というものは給与上役に立たないのであります。その人がやっております仕事を評価する、こういうことになりませう。

○永岡光治君 関連。ちょっと給与局長、何かお急ぎのようでありませうが、この際だとしておきたいと思うのですが、御承知の通り、今の給与法の体系と申しますか、あり方は、やはり中央官庁ほどいい、同じ学歴の者でも、それから地方の官庁ほど悪いというところになっているし、その中でも今度の給与法の体系に見られるような、単純な労働者といふまじょうか、第一線に立つておるようなところほど、その苦労にもかかわらず、やはり係給などという理屈をつけまして、実際の姿だと思ふのです。これは内閣委員会等でも論議された問題だと思ふのでありませうが、そうしてみますと、たとえば建

設省関係に従事しておる現場の職員、これは考へてみますと、最低保障が非常にしつかりしたものでございませう。別であります。何といつても今までの公務員の給与というものは、全般的に低いことは事実であります。今日人事院のみならず認められておりますように、ことしの公務員の試験に合格した者が官庁を希望した者は、東大の経済科を出た者は一人もいない。これはどういわれておる低い状態を見ても、私は理解できると思ふのであります。そういう給与の低い状態の中で、今問題になつておりますように技能関係でそれそれ証書といふますか、技能証と申しますか、そういう者をとる、そういう技能があつた者が優先をされて、今まで現場でたまたま技能証を持ていない者が不遇、そのまま据え置かれるというおそれがあるんじゃないかということを私は非常に心配するわけですね、おそらく、どこの官庁でもそうだらうと思ふのですが、給与のそれそれの職員の勤務評定をする際には、約三割が上級、また最低が、Cクラスが、一番下ですね、下が三〇%、あとのまん中が、大体四〇%が中途、こういうことになるだらうと思ふのです。が、そうなりますと、技能をとっている、今のこの試験によつてそれぞれ技能を持ちますと、これはどんなに優秀な者が五〇%あつても、三〇%しか評価できないことになつておるのですから、そういうことになつておるのですから、そういうことになつておるのですから、そういう優秀であるにもかかわらず、そういうのを持っていないがために取り残されるというおそれが非

常に私、強いと思う。そこで今の答弁ですと、いや技能証を持つてゐるのと——その証明書を持つておるのと給与とは別だ、こうはいいますが、実際の現場の運営に当たつておる管理者の立場にすれば、どうしても私が申し上げましたような技能を持つておる者が優先すると、無意識のうちにそういうことが現われるおそれが十分ある。そうなりますと、一生懸命現場で働いてゐる、それらの方々が、依然として浮かばれないという状態になるおそれがあるのですが、この点について給与局長としてはどう考えておるか。それから建設省、この運営に当たる管理者はどう考えておるか、その点をまず私はたゞしておきたいと思ひます。

○政府委員(高田賢造君) ただいまのお話でございしますが、国家公務員は行政職(甲)の俸給表の適用を受ける者、あるいは行政職(乙)の適用を受ける者、いろいろあるわけですが、それはやはり異常に成績が悪いということでない限りは昇給をいたすのであります。それが現在の給与法の運営の実態でございします。勤務評定では、なるほど先ほど御指摘のように、この成績をその状態によりまして分ける、三〇%が優秀だとか、いろいろ分けることはございしますが、三〇%が昇給しないというようなことはないのであります。これはこの前、給与法の改正法案が、昭和三十一年度から実施された。その間に三十二年度から実施された。その間におきまして国会で御審議願ひましたおりにおきまして、やはりたとえば行政の(イ)のところでありましたら、八等級と七等級とのところは、たとえば八等級の十二カ月期間の昇給が済んだとこ

ろで直ちに七等級に上げるようにしろという附帯決議等がございまして、その辺は非常に生活給的な運営が行なわれております。ただいまのような勤務評定によりまして、私は勤務評定と本問題とは直ちに結びつくかどうかという点にも多少疑問を持つておるわけですが、その勤務評定と給与の実施とにおきまして、これは結びついてはゐないものであります。おおむね、参考にはいたしてはおりますけれども、実際にはほとんど成績が悪くない限り、あるいは欠勤等が非常に多いというような場合を除きましては昇給をいたすというところが現状になつております。それから特別昇給のワタも五%という非常に僅少なものでございします。おおむね大体同様の取り扱いを受けるというところになつておるのでございまして、給与上はそれほど現在差等があるというふうには考えておりました。全体の水準の問題におきましては、これは人事院が毎年勧告をいたして従来きたわけでございますが、本年におきまして、現在やはり民間給与の調査を実施いたしております。その結果等を勘案いたしまして、これは適正な、もし必要があれば勧告をいたすことに相なるうと思ひます。

○永岡光治君 ちよつと建設省の答弁の前に……今給与局長は、ちよつとしらうとが聞けば、なるほどそうかと考えるかもしれないような答弁だけれども、そうならないのですね。御承知の通り級別定数でワタをはめてお頭打ちがきて、そうして上の方にいくと頭打ちがきてなかなか伸びない。私が言うのは、勤務評定で三〇%の中に入る人は少ない。勤務評定ということが

拡がってくると、そうしますと、この有技者というものが問題になる、それに関連する。そうでない者は取り残されるわけですね。まじめに働いてきて、それに對して昇給はあるでしようけれども、なかなか勤務評定で上に上げることができない。最後は期間が延ばる、最終的にはストップして、一向上がらない事態がくる。確かにあなたのおっしゃる通りに特別昇給は認められております。それはごく限られたパーセンテージです。ですから、そういうそれそれの級別定数というものはあるわけですから、給与の格づけで上げるというところになると、どうしても最優秀な者から上げていかなければならない。あなたのおっしゃるように、勤務評定が悪い、ちよつとちよつと欠勤するような人、そういうことでない限り、ほとんど同じように級別定数で格づけして全部上げていくと、格づけというところは、これは話はわかる、が、そういうことに実際の運営ではなつていない。これは建設省の担当者としては御存じだと思ふ。だからそういうことは別だと思ふ。だからあなた今これになるかどうかというのを非常に心配するわけですね。で、そういうことになるかどうかということをおたゞして

○政府委員(高田賢造君) ただいま級別定数の問題がございましたので、その御説明を申し上げたいと思ひますが、われわれは級別定数というものは、これはポストと結びついておるのでありますから、そう毎年々々原則としては変更すべきものではない、このように認識いたしております。しかし実際の運

用につきましては、先ほどの国会で附帯決議がつけられておるといふ給与法でございしますので、それを運営いたします場合には、等級別定数を毎年若干は改善いたしまして、下の方の等級別定数を改訂するという必要があつて現実にそういうことを行なつておるわけでございます。で、現在それではたとえは俸給表のワタ外に出ておるものは相当おるかと思ひますと、実はない、ほとんどないといつていいのであります。ただ現在この昇給期間がたとえ十二カ月、十五カ月、十八カ月というように上の方に参りますと、この一つの等級で号俸が進むと昇給期間が伸びることになつております。そういうところへ入るのとは不当ではないかというお話でございしますが、これはこの見方でございしますが、やはり同じ職務をやつておるのだから、従つてある程度はスピードを早めて昇給するけれども、職務が変わらぬ限りは、まずその昇給する速度が落ちるのとは当然である、こういうような見方もあるわけですが、しかし、それはそれといたしまして、やはりその昇給期間のあまり長いところは大抵の人が停滞いたしませんようにわれわれは、実際の等級別定数を運用いたすようにいたしております。現に行政(甲)俸給表につきましてもそういう問題が多少ありはせぬだらうかという点を最近研究いたしておりまして、そういう点につきましては、細心の注意を払ひまして、そういうところの定数を事実上において改訂いたそう、このように考えております。

○政府委員(高田賢造君) ただいま種々お示しがございましたように、公務員の一般的給与が非常に低いものでございまして、昇給等の際いろいろ苦慮いたしておりますことは事実でございます。ただ実施官庁といたしましては、極力、たゞいまお話をございしました等級別定数表につきまして、種人人事院の御当局ともそのつどお打ち合わせいたしまして、極力実際に合うようにいろいろ運用いたしてございします。お示しの通り、給与上の問題といたしまして、私もいろいろ苦慮いたしておりますことは、まさに御指摘の通りでございます。実際問題といたしましては、現在の給与は、先ほど人事院の局長からお話がございましたように、生活給的な実際の運用であり、実際そういうことになつておりますので、極力運用に遺憾のないようにするつもりでございます。

なお、養成訓練等の関係につきましては、幸ひ今までの過去の二年間の経験からいたしまして、養成訓練自体の目的を達成するということを主眼といたしておりまして、養成の結果、給与上いろいろ不都合が起る、かようなことは努めております。今までのところ、その点につきましては、結果といたしまして、下部の方であるいは行き届かなかつた点があつたかと思ひますが、幸ひにいたしまして、今のところ、その具体的な不満等は聞いておらないように思ひます。なお今後十分お示しの点は注意いたしまして、運用さしていただきたいと思つております。

○永岡光治君 それは、特に私は建設関係の現場関係の非常勤の者の数が、

しばしば本會議でも付帯決議までつけて要望しておりますが、お宅の方は非常に常勤の非常勤と言いましようか、非常勤の諸君が非常に多い、数が。だからあなたは今問題ないとおっしゃるけれども、現状を抑えて問題がないということであつて、それはもう大幅にこれを改定しなければならぬ、その意味では内閣の全般の問題が一つあります。これが一つ。

それから、これは人事院の給与局長の方にお願ひをするわけであります。が、お願ひというよりも、ただしたいのであります。そういうことはできるかどうか。つまり、そういう非常勤を非常に多く抱えておる、この現場官庁を持つておる建設省、そういうものについての級別定数ですね、級別定数を思い切つてこの際正をしてもらふ意思があるかどうか。ぜひ私はやつてもらいたいと思つたのですが、これは建設省にもお願ひをしたい。

それから、この実施に伴つて懸念されております、いろいろな給与上の片寄りや申しましうか、偏向と申しましうか、そういうものが行なわれないうような方法として、これは個々に具体的になんという問題は、いずれ人事院の苦情処理機関等もあるわけであり、また、そこに出て参るでありましようが、アンバランスが起きないよう

に、その大綱については職員団体等と話し合ふ必要が私はあると思つたのですが、そういう用意を持っておるかどうか。ぜひそういうつもりで思つたのですが、その三つの点の一つだけだと思つたのです。

○政府委員(滝本忠男君) ただいま御承知のように、定員法廃止という問題

が起つておるわけでございます。まあ、そういう問題と関連いたしまして、等級別定数を今後この問題とからめて、どういふふうな考へていくかという根本問題があるわけでございますが、われわれといたしましては、実際の運営におかれましては、困らないようにその辺は今後考へたい。

先ほど私は等級別定数の事実上の増加をやつておるのだというように、ものを申し上げたのでありますが、生活給の運営が比較的行なわれておる、その下の部分において、その状態があるわけでございます。で、その点は今後におきましてもなお御趣旨等に沿うように、われわれも考へておるわけであります。一つ、そういうことを努めて参りたい、このように考へております。

○政府委員(高田賢造君) 常勤、非常勤の間のアンバランス、ことに非常勤労働者の間の給与問題につきましては、お示しの通り問題があることは事実でございます。先ほど申し上げましたのは、養成と訓練との関係におきまして問題が起きないように努めたい、そういうことを申し上げたのであります。が、なお先ほどお示しの点、いずれも従来から問題が非常にございますので、今後とも十分一つ御趣旨に沿うように努めたいと思つております。アンバランスの生じませんように極力その点をあなばいしていききたいと思つております。

○永岡光治君 最後に一つだけ。それでは、重ねて、私、こういうふう

に理解したいかどうか。これは建設省の運用に当たる方が特に大事だと思つたので、ただしたいわけでありま

すが、この実施の結果生まれてくるところの有技者と申しますか、そういうもの、何と言つても級別定数というものがあつたわけですから、どうしても格上げという問題が起つて参ります。優先してくるということになると、かえつて波瀾のないところに波瀾を起して、業務の進行をかえつて阻害するおそれがあることを憂へるもの、ですから申し上げるわけであります。が、有技者であるからということ、それを特別考慮するというよりは、ほかに持つていない人を置き去りにする、ということがないよう、そういう配慮を十分してもらふ。それから、この意味では、均衡といひましようか、これについて先ほど申し上げましたように、十分一つ職員団体と納得のいくように話し合つて実施してもらふ、こういうことをぜひお願ひしたいわけですが、そういうふうに私はあなたから御答弁をいただいたものと、そういうふうにするのだと、こういうふうに理解していいでしょうか。

○政府委員(高田賢造君) ただいまお示しの通り、私も同様にお考へております。試験なり養成を受けた者との間にアンバランスを生じませんように、また逆に申しますと、不合格であつた向きにつきましても、措置についても、万全を期したいと思つております。

また職員団体等との話し合いにつきましても、今後とも十分よろしく相談してみたいと思つております。

○小平芳平君 給与局長から先ほど御説明のあつた点なんです、人事院で給与をきめる場合に職務の何と責任によつてきめるのですか。

○政府委員(滝本忠男君) これは人事院が勝手にやつておるわけじやございませんで、給与法に給与をきめまする基準が書いてあるわけでございます。これは職務の複雑、困難及び責任の度に基づいてきめる、こういうことになっております。

○小平芳平君 そこで職務の複雑、困難と責任で給与はきまるわけですが、今、問題にしている点は、建設省に職務訓練を受けた人あるいは検定試験を受けて合格証明書をもらったという人の給与が、合格証明書をもらったからといって優遇されるかどうかという点が問題になっているわけですが、そこで給与は確かに職務の複雑、困難と責任で、人事院の方でそこに非常に科学的な、合理的な職務内容に應ずる格づけがなされて、それはそれでよいわけですが、ですから確かに今合格証明書をもらったからといって、そのままですぐ給与が上がるということは給与法の上で考へられない、そういうことは了解できるのです。けれども今後昇給、昇格とか、人材登用とか、そういうような場合には、研修を受けた人あるいは合格証明書をもらった人、そういう人が優遇されることも相当あるだろうというところは、当然想像されるのじやないですか。

○政府委員(滝本忠男君) 今のお話の中で、二つ問題があるかと思つたのであります。一つは、一つの等級内におきまして昇給するという問題、またそれに合つてその一つの等級内で特別昇給ということがございしますが、こういうことをやるというふうな点と。それから昇格といひまして、等級

の、一つ上の等級になるという問題、その両方あるかと思ひます。その一つの等級内におきまする問題につきましては、先ほどから申し上げておきますように、これはよほど成績の悪い者でない限りは昇給のできないということはないということ、それから昇給はいたすのでありますけれども、あまり昇給期間が延びておると、そこにおきまして、人がたまたま考へるという問題があると思ひます。そういうことをいたしまして、なおかつ上の等級に参ります場合に、これはさうさういふわけではございませんで、やはり多少のチェックはあるわけでありま。その際にさういふ研修を受けられて参りますならば、それが反映して参りますならば、さういふ方がこの上位の等級にいく可能性が多いであろう、これは当然のことであらうというふうに考へております。

○小平芳平君 そうすれば、先ほど来建設大臣あるいは官房長の方からたびたびお答えのあつた点が、矛盾してゐるように思ふのですが、いいものは、希望を与える、合格証明書をもらつたという社会的な榮譽を与える、希望を与えるということは、単なる榮譽だけではなしに、将来その昇格の場合、またどこか新しい職場へ配置転換されるような場合、そういう場合には、合格証明書というものが相当役立つであらうというところは当然考へられなければならぬ、どうでしょう。

○政府委員(高田賢造君) 先ほど来、給与局長のお話もございましたが、建設省といたしましては、決して今度の

養成なりあるいは検定の結果といたしまして、当然には優遇されることはいさしませんが、ただ結果といたしまして、その種の人たちが能率上非常により効果をあげまして、その結果給与上自然と本来の給与基準の定めるところに従いましていい待遇を受けるというところは、これはもちろんあるかと存じますが、ただまあ検定を受けたから、直ちに当然に特別な扱いをするというところはいたさぬと、こういうことを申し上げているわけでは、結論として、趣旨をいたしましては、結論をいたしましては、今のようなくことを考へていくわけでありま。

○政府委員(高田賢造君) ちよつと申し落としたので、付け加へさせていだきたいと思いますが、私が先ほど申しましたのは、そういう人々の勤務に、そういう修得いたしました結果が反映いたすということ、この勤務が向く評価されることになることが多くであろうというところは、こういうことを申し上げたのであります。

○政府委員(岩沢忠泰君) ちよつと申し落としたので、付け加へさせていだきたいと思いますが、私が先ほど申しましたのは、そういう人々の勤務に、そういう修得いたしました結果が反映いたすということ、この勤務が向く評価されることになることが多くであろうというところは、こういうことを申し上げたのであります。

○政府委員(高田賢造君) ちよつと申し落としたので、付け加へさせていだきたいと思いますが、私が先ほど申しましたのは、そういう人々の勤務に、そういう修得いたしました結果が反映いたすということ、この勤務が向く評価されることになることが多くであろうというところは、こういうことを申し上げたのであります。

○委員長(岩沢忠泰君) ほかに御質疑はありますか。——なければ質疑は終了したものと認め、これから本案の討論を行ないますが、今大臣が参りますからしばらくお待ちを願います。

○委員長(岩沢忠泰君) それでは速記をつけて。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言がなければ討論は終了したものと認め、これより本案の採決を行ないま。建設業法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岩沢忠泰君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(岩沢忠泰君) 次に、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本法につきましては、去る四月五日提案説明を聴取してありますので、本日は逐条説明を聴取いたします。

○政府委員(高田賢造君) 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の逐条説明を申し上げます。

本改正の骨子は、公共工事の請負契約における工事完成保証人の債務履行を容易ならしめ、もつて公共工事の適正な施工を確保するため、工事完成保

証人が保証債務を履行して公共工事完成した場合に、工事完成保証人が請負者に求償し得る金額を、保証金相当額を限度として、保証事業会社が支払得ることとしたこととありま。このため、工事完成保証人に対する支払いの条文を新たに第十三条の二として加へますとともに、これに伴ないまして第二条、第四条、第十七条及び第十八条の規定につきまして所要の整備を行なつたものであります。

第二条第三項の改正は、前払金保証事業の定義を改めたものでありまして、本改正による工事完成保証人に対する支払いが前払金保証事業に含まれるものであることを明らかにしたものであります。

新たに設けました第二条第五項の規定は、保証契約の定義を明らかにしたものであります。保証契約とは、前払金の保証に関する契約をいうのであります。前払金の保証に關連して行なう本改正による工事完成保証人に対する支払いが保証契約に含まれるものであることを示したものであります。

第四条第三項の改正は、第二条第五項の規定の新設に伴いまして改正したものであります。

新たに設けました第十三条の二の規定は、現在の前払金のなされてる公共工事の請負契約の実態にかんがみまして、保証事業会社が、保証約款で定めるところによつて、発注者の請求を受けて保証債務を履行した工事完成保証人に対して、一定の支払いをなし得ることとしたものであります。すなわち保証契約にかかる公共工事の請負者

が、その責に帰すべき事由により債務を履行しないために、発注者がその請負契約を解除できる場合において、その解除をしないので工事完成保証人にその工事を完成することを請求し、工事完成保証人がこれを完成いたしますと、保証事業会社は、工事完成保証人の負担において、発注者に対する保証金の支払いを免れる結果となるにかなりま。発注者がその解除をしたとするとするならば、支払を請求することができた保証金に相当する額を限度といひまして、工事完成保証人が請負者に求償することができ金額を工事完成保証人に対して支払うことができるものとすることを定めてあります。

また、この場合支払いの金額が早期に予定されることによつて、関係人の便宜がはかれること、関係人の必要が認められま。保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、支払いの額をあらかじめ定めることができるものとしております。

第十七条第三項の改正は、同項にいう保証債務につきましては、第十三条の二の規定の新設に伴いまして同規定による支払いに關する債務をもこれに含まれるものであることを明らかにしたものであります。

第十八条第一項の改正は、保証事業会社が保証契約を解約する場合の発注者の同意について定めたものであります。第十三条の二の規定の新設に伴いまして、右の発注者には、同規定によつて、保証事業会社が支払債務の発生する工事完成保証人をもこれに含まれるものであることを明らかにしたものであります。

○委員長(岩沢忠泰君) 高田君、閣解について説明して下さい。

○政府委員(高田賢造君) ただいま逐条の説明を申し上げましたが、なお図によりまして御説明を申し上げます。前払金保証関係比較図というのをここにあげました例は、請負金額が二千万円でございます。それに対してまして発注者から前払金が六百万円出ている、こういう場合の例でございます。この場合、発注者が工事完成保証人に履行を請求いたしまして、その保証人が完成した場合にどうなるかということを図でもって書いておるわけでございます。す。カッこの一方の図面をこちらをいたしたいと思いますが、現行法では、二千万円の工事のうち、前払いが六百万円請負者に払われておりますので、六百万円請負者が工事完成保証人から、これ全部仕事をいたしますと、この例の場合でございます。出来高がゼロの場合でございます。二千万円の場合でございます。二千万円の場合、工事全体を工事完成保証人が金を自分の支出において工事を完了するわけでございます。そういたしますと、保証人は工事を完成しました。この際、発注者からその(1)の図面の一番下にございまして、二千万円から六百万円を引きました千四百万円を支払いを受けることに、現行法の場合でございます。そういたしますと、保証人は、簡単に設例でございます。六百万円もうべかりしものをもらえなかつたわけでございます。それが、その一番右の所にございまして、求償と書いてございまして、保証人は請負者、つまり元請

と申してよろしいと思いますが、その方に要求できるだけになっておるのでございます。この場合保証事業会社は、その図面にございまして、六百万円前払いの部分につきましては発注者に対しては保証契約を締結してありますので、もし請負者が仕事をしない場合には、発注者からの請求によりまして保証事業会社は六百万円発注者に払うわけでございます。しかし、本件の(1)の例の場合でございますと、保証人がすでに工事を完成いたしました関係上、全然保証事業会社は金を一文も払わなくても済むと、こういう結果になるのでございます。従いまして、この場合現行で、この例でございますと、保証人が一番気の毒である、という結果になるのでございます。

次に(2)の方の図で御説明申し上げますと、この場合(1)の設例で申し上げましたように六百万円の損を保証人が事実上いたしておりますが、そのいたしております六百万円は、今回の改正によりまして、保証事業会社からもらえるようにいたしております。右の図でわかりますように、まず保証事業会社からその場合は保証人に金を渡します。そういったしますと、保証人は自分の損失がその部分においてはカバーされるわけでございます。そういったしまして、保証事業会社は、そのかわりこの六百万円の支払いました金の肩がわりといたしまして現行法通り、今度はその保証事業会社が請負者、元請者の方に請求できると、こういう仕組みになるわけでございます。以上でございます。

○委員長(岩沢忠恭君) それでは本案

についての御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田上松衛君 議事進行について。何かこの案がわかるようなわからぬような、どうもまだ頭に入りきれないのです。従って、こういう状態です。質疑を続けていくということになります。さっぱりとんかんかんになつてしまいますので、きょうは私、説明だけにしておいていただいで質疑を次回に回していただきたいと思ひます。

○委員長(岩沢忠恭君) 速記をとめて下さい。

○委員長(岩沢忠恭君) 速記を始めて下さい。

○田中一君 僕は田上君の動議に賛成します。従つてこれは各派に、その点よく現行法というものの実体というものをよく説明しなきゃわからぬです。今度の場合は手続法なんです。だから、それを、実体がわからなければどうにもならぬものだから説明だけにして、次回にやるようにお願いいたします。

○委員長(岩沢忠恭君) それでは田上委員の動議に御異議ないようでありますから、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時九分散会

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路整備促進に関する請願(第一九六五号)(第二〇七号)

第一九六五号 昭和三十五年四月九日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 福島県議会議長 伊藤

紹介議員 松平 勇雄君

既定道路整備五箇年計画は、昭和三十三年に新長期経済計画に準拠して策定されたものであるが、その規模が小さすぎ、重要路線の改良、舗装の計画は全都道府県道延長の約七パーセント程度であり、また、自動車交通、中でもトラック輸送は当初の想定をはるかに上回り、未計画路線に対する改修が切実に要望されるから、(一)道路費に対する一般財源の投入を増額すること、(二)既計画は、昭和三十五年度をもって打ち切り、新たに昭和三十六年度を第一年度とする新規五箇年計画を策定すること、(三)道路用地の早期取得を可能にするため、現行土地収用法を早急に改正すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇七号 昭和三十五年四月十三日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 静岡県浜名郡浜北町

紹介議員 小野利具

産業経済の伸張に伴ない、自動車交通が急速に増大し、これが対策として、昭和三十三年度を初年とする第二次道路整備五箇年計画が策定されたが、自動車交通はいっそう激しさの度を加えており、この計画の予算が一兆円では余りにも過少で、とうていこれに対応することが困難であるから、(一)道路に対する一般財源投入を増額すること、(二)既定道路整備五箇年計画を昭和三十五年度限りで打ち切り、昭和三十

十六年度を初年度とする、道路投資規模を拡大強化した新道路整備五箇年計画を策定すること等の措置を講ぜられたいとの請願。